

上尾市告示第128号

上尾市家庭用生ごみ処理容器等購入費補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年4月1日

上尾市長 畠山 稔

上尾市家庭用生ごみ処理容器等購入費補助金交付要綱の一部を改正する告示

上尾市家庭用生ごみ処理容器等購入費補助金交付要綱（平成11年上尾市告示第285号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号イ中「当たり」の次に「当該補助金の交付を受けた日の属する年度の末日から」を加え、同条第2号中「要する経費」の次に「（同号の事業に係る配送又は保証に要する経費を除く。）」を加える。

第5条第1項中「者は、」の次に「家庭用生ごみ処理容器等を購入した日の属する年度の末日までに、」を加える。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、この告示による改正後の上尾市家庭用生ごみ処理容器等購入費補助金交付要綱の規定は、令和8年度分の市予算に係る補助金から適用する。